

県北地域の包装用資材製造販売業者について、原発事故による第一次産業や食品製造業などを中心とする取引先の不振・廃業に基づく減収分（間接損害）及び加工自粛要請のあった福島県産農作物の出荷用に作成していた専用段ボール原紙等の在庫廃棄損が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 営業損害（逸失利益） （期間 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
	イ 営業損害（廃棄損、但しあんぽ柿専用の平箱用原紙2095kg、片段パット用原紙1754kg及び片段パット20000枚にかかる損害に限る。）
	ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害についての賠償金として、合計金5959万1885円の支払義務があることを認める。

（内訳）ア 営業損害（逸失利益）	5681万8000円
イ 同（廃棄損）	103万7885円
ウ 弁護士費用	173万6000円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解

契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月11日

(仲介委員 村上義弘)